

犯罪被害者等支援条例

尼崎市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、平成27年7月に「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

尼崎市は、「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、国や県、関係機関等と連携を図りながら、主に経済的な負担を軽減するため、各種支援を行うとともに、市民等には、犯罪被害者等に対する支援の大切さについて普及啓発し、職員には、研修等を通じて支援を適切に行うことができる人材の育成等を行っております。

尼崎市のホームページにて、条例の詳細やリーフレット内の情報を記載しております。

以下の二次元コードを読み取りいただくと、尼崎市の「犯罪被害者等支援」ページが開きます。

「犯罪被害者等支援」ページ

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/ansin/bouhan/1019612.html>



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



各種相談窓口

尼崎市の相談窓口

尼崎市 市民相談担当

○各種支援制度や関係機関等の紹介

TEL:06-6489-6400

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:30

犯罪被害相談員による相談(要予約)

○専門家による支援・助言

原則毎月第3月曜日(第2月曜日に変更あり)

13:30～16:30 (前週木曜日まで上記電話番号へ)

民間支援団体の相談窓口

公益社団法人ひょうご被害者支援センター

(兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

○犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談

○弁護士や臨床心理士等による専門相談

○裁判所や病院等への付き添い

○裁判傍聴等の支援

TEL:078-367-7833

月・火・木・金曜日(祝日除く) 10:00～16:00

警察の相談窓口

兵庫県警察被害者支援室(サポートセンター)

○犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談

○犯罪被害者やそのご家族のこころの悩み相談、カウンセリング

TEL:0120-338-274

月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45

支援に関する施策のお問い合わせ先

尼崎市危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

TEL:06-6489-6502

月～金曜日(祝日除く) 8:45～17:30

犯罪被害に あわれた方へ



尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ

尼 崎 市

支援制度について

「尼崎市犯罪被害者等支援条例」では、犯罪被害者やそのご家族が、心身の犯罪被害から回復し、平穏な生活を営むため、各種支援を定めております。

各種支援として、「見舞金の支給」「日常生活の支援」「居住安定の支援」と、大きく3つの内容を定め、犯罪被害の状況に応じて適切に支援を行ってまいります。

見舞金の支給

犯罪行為により、亡くなられた方の被害者遺族、もしくは療養に1か月以上を要する傷害または疾病(精神疾患も含む)を負った被害者本人に対し、見舞金を支給します。

- 遺族見舞金
30万円
- 重症病見舞金
10万円

日常生活の支援

犯罪行為により、日常生活に支障がある被害者本人やご遺族に対し、食事の用意や洗濯といった家事の援助、もしくは育児に係る負担の軽減等のため、児童を保育所等に一時的に預ける保育費用を支援します。

- 家事援助
8時から18時の間
1時間単位 計25時間
- 一時預かり保育費用助成
上限2,800円/回 計6回

居住安定の支援

犯罪行為により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人やご遺族に対し、新たに入居する賃貸住宅の家賃、または転居に要する費用を支援します。

- 家賃助成
家賃月額1/2
ただし上限3万円 最大6月
- 転居助成
上限18万円

手続きに関するQ&A

Q1 支援を受けるために何を準備すればよいですか。

A1 ▶ 重症病の場合、診断書
お亡くなりの場合、死亡診断書(死体検案書)
▶ 住民票や戸籍の附票
ご遺族や代理人が申請される場合、
▶ 続柄を証する戸籍謄本や抄本など
をご用意ください。
また、被害届の受理番号をお控えください。
その他必要なものがある場合はご案内いたします。

Q2 診断書等の原本は他にも使用するため、返してほしい。

A2 原本を還付いたします。
ただし、申請書に追加して別途書類を記載いただく必要がありますので、一度窓口へお越しください。

Q3 被害を受けた直後ですぐに申請ができる状態ではなかったが、これから支援を受けたい。

A3 各支援は犯罪被害が発生した日から1年以内に申請いただければご利用できます。
なお、見舞金のみ、2年以内の申請であればご対応いたします。



その他ご不明な点がございましたら、お気軽に尼崎市までご相談ください。